



73
6665
1



門 73
號 6665
卷 1

裝束要領鈔序

公事に大儀中儀小儀あり。冠服も晴と藝と尋常のり

おとときく冠制服制の成るは初れ始ありと凡冠服

神代よおころえといふと其形状階級のらるるか

と人代ふむりて 推古天皇御宇より 天武の朝よ

及く階とふ冠制ありこれと冠位といふゆを

文武天皇昔大寶のりめ皆漆れ有文武の冠ふ

早稲田 大學 図書館
昭和 31. 9. 28 受
藏 書

改る多しぬ是今の冠若元あり其服制親王四品已上
諸王諸臣一一位ハ深紫衣諸王の二位已下五位已上諸臣乃二
三位ハ浅紫衣四位ハ深緋衣アサキキヌ五位ハ浅緋衣六位ハ深緑衣七位
ハ浅緑衣八位ハ深縹衣初位ハ浅縹衣と若く是令制あり
各當色ハゆへりて其法をのぞくと若法よたふ人
のまはるは改まらば古今の通例也まうりといふも何よ
りて改革増減あり世ふ改むはく質素文飾とあり

中古小むく二位といふとも大臣あるは深紫の衣といひ
六位已下初位といふとも服色といはれりて深緑深縹ハ
衣とかなしゆひハゆふ寛弘以來四位已上皆一色若
黒袍に染りて椽の名とかり五位ハ茜衣も蕪芳り
うり六位ハ青衫も八位初位ハ縹小かり七位已下ハ階
級もといはく服色の制を多しり歴代轉變しり
といふも其制何くあり成る大臣納言參議ハ下襲

の裾者長短のみを公卿と四位の侍臣に差別ハ袴籠衣
 文乃有ありふる。但四位の人と禁色とゆりたすふを
 公卿は似く裾短し。五位六位とのつうく位袍よりい
 くはがこれとて夏冬両代より各故實を多
 くとちり給ふとき。又烏帽子ハ紗帽乃製ふをいり
 狩衣指貫も布は短くはる。縮綾織物の美とほく
 こけハ往古庶人の服なり。後世六位以上の職者

服とわたり。と朝服にハ羽ひあつと況をいなり
 巳下の服ハ固よりいふと。雑袍と持う人といふと
 烏帽子狩衣とあつと。内ハ衣なり給ふ。但例ハあまた
 可なりとと。素より蒙昧より適冠服ハ故事と
 存知ると此一隅ハよりまひて徒ハ艱難と年齢小
 のま積る傍人ハ勤學よりしてあつと作らう
 やり。今空鶴髪ハ衰老とかり筋力漸疲て驥驢の比

然りと嗜好の道いよく舎措くく國史令式百家はら
 古よりあひ今に便する事とらかり索々、當用のこま
 すく初心の目録とかくらるるは雲客は裝束式と外は
 あくく、卿相の衣裳は幸と内ふこめく梗概の一筋
 を書るる、且問答とくくして本文乃餘意とありきり
 然りと元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將公詔卿の
 一覽より入る、跋及題名とらかりて是と装束をなすべ

とらかり然れども程中とく、筆削年、つらき、い
 るめざり、く、爰は徳田良方といふもの、予、從遊、
 く先此書と研究、く訪て要をらかり討クツく義と
 たり能其名實とら、其旨趣と辨明とく、自教龜頭
 傍註をくく、後小古今女房の衣裳は用と改く、又
 あり貴家乃題名とらかり、更は裝束要領鈔と号く、
 是と梓よりりむめん、愚、ありてひて僻言わん

事と云ひ頭とありて諾りども子時良方かゝ縁といつるは
 せんよ未成の草藁散亂一々世ふけり。幸よ今潤色
 して新ふおけり書と出して人れ惑ひとさうんり
 ちりちりやとさうりちりちりて学ころりて席るのこ

正徳六丙申年青陽人日桃華坊中陳人壺井安義知著

東帶論語公冶
長東帶立於朝

○大學衍義補
卷九東以革帶

冠文武天皇本

寶元年三月甲

午朔制皆用漆

冠○衣服令用

頭巾字○國史

用幞頭字○和

名鈔亦同和訓

加字布利

男官装束要領鈔上

東帶之具

袍以下の装束表袴と着るを革成
りてつるを東帯といふ

冠
舞綫

禁秘御鈔文

いぬへハ厚額薄額半額透額何り近代名のみ

御りてまお分明おけいませにのこりて用る

亦乃透額の冠ハ十六歳の春まであまきと用ひ

ははらものつり冠を用ひ給ふなりいふに

用ひらるる西尺故實さへく子細かほりや

いへともを比の祚かくれいふ。凡冠了

羅賦役令義解
羅者縵之屬織
有邪文者也○
和名鈔羅魯何
反此問云良一
云蟬翼

有文無文冠衣
服令五位已上
皂羅頭巾六位
已下皂縵頭巾
義解縵無文縵

和名鈔縵於
盈反俗云燕尾
○江家次第結
燕尾解緩燕尾

有文無文乃亦ありよのほのひ有文乃冠衣
用よりよき有文の冠と小菱の文の羅と
用るなり近代の文乃羅織のさよりめく
菱れ文とら付て今世只縵の本と中子の
上ノ文とら付るあり有文乃
うなりむい五位以上有文六位以下文
ありとる紙今となく有文乃冠と用らる
冠の大小いも人乃頭によも一冠解とて
頭とらむとらむ又緩マの事古今同
うに近世冠のうらにき用らる但ため

中子 和名鈔中
子此間中音如
渾僕頭具所以
挿髻者也

懸緒 古昔無懸
緒直以縵結中
子而差簪故也

懸緒

やう家くれ曲流りり志うりとりもは下を
中子よりきうり流又人乃好ふりて縵乃
末らりやう中子まてのま近おひりり
ま袴業法よの懸ひり中子とあどと
よむなり

帯依紙カウヨリ緩あり是かけとこよ東帯の時
は二層上人をいひ紙よりと用らる又宗乃
組然と用ひるる衣冠下の時也ま子細

袍和名鈔袍薄交反和名字倍乃岐奴

延喜彈正式凡綾者聽用五位已上朝服六位已下不得服用

伏守護官所持之兵仗也

胡錄是備武之器武官所負者也有平胡錄壹胡錄狩胡錄之三依入隨軍用之詳見下卷末

袍

くろく衣冠の初りたるなり

縫腋欄アリ兩腋欄アリ乃あり兩腋ハ五位以上の武官レ

らしかる節會行幸ホの日月ひき至公卿ハ

武官とくも兩腋と月ひ給ふとのつひハ

不論文官武官縫腋袍ノ各ナリ以ひらる延喜兵部式云

凡武官五位以上朝服皆聽着欄左右近衛左右衛門左右兵衛府之衛府但立仗日不須

彈正式云凡諸衛府五位以上通着其着胡錄并立

仗之日著位襖但參議已上不在此例それ縫腋

位襖者關腋之舊名見衣服令義解

位色每階分色見衣服令其澁式詳見延喜縫殿式

五位子鐵深正曆已來以紫深緋深易五位子鐵深故全黒是以此俗云豫也此據萬葉集乃禁忌之稱也蓋有別名乎可尋之

とは袖の下よりすそまでぬいつけり

故見和名鈔にまじりたるのうらさぬともよ關腋

こハ袖乃下よりすそをぬくとぬくさる也

かろゆへ小見和名鈔りたるをぬくともよ

縫腋ハやう急とよとよ關腋ハまじりたる

よむり習なり又位色乃事ハわいハ

一位深紫二三位浅紫四位深緋五位浅緋

と云正曆乃比より給るるなりて四位已上五位子鐵深と月ひ給ふりまじり

装束要領抄上

異文者定丈之外也。三條蒙大龜甲。花山大炊家。龜甲。西園寺家。丁子唐草。我家菱之類也。

緋以蕪芳。深者非也。本色以茜。深之故。茜云之。深緋草。

和名鈔釋名云。無兼曰單。今按古直著身之衣也。和名鈔作和字註。女人近身之衣也。然則不合男服。延喜式作禰字者。是此服也。乎有單禰。禰禰也。下(禰是著袍。下古重半臂之時著半臂。下。禰單等上之衣也。

表ハ綾文ハ大掖。唐草。輪無等あり或ハ

家よりして。唐草。單禰。の相違。何處カ

とて各別あり。是と家く。れか。より。何處

と。和。救。多。古。記。み。乃。く。り。裏。平。縮。色。同。夏

より秋。ま。く。生。薄。物。文。色。五位。緋。今。世。以。蕪

縮。文。以下。夏。冬。の。替。り。ハ。前。小。お。お。替。れ

平。縮。と。ハ。文。な。ま。縮。と。ハ。六位。以下。乃。又。同

略。之。

略之

緑袍ナリ

大帷 自夏至秋赤。自冬至春白。并下襲。草。

い。は。汗。取。の。帷。と。名。付。て。交。り。り。用。ひ

給。ひ。也。近。代。夏。冬。も。に。帷。と。用。ひ。ら。く

事。是。衣。文。乃。た。め。な。り。と。古。草。袖。下。襲。と

次。才。し。て。着。用。あ。り。し。紙。略。し。て。け。帷。と

草。下。襲。の。名。り。と。付。又。袖。小。草。乃。袖。計。と

付。く。用。ら。る。あ。ま。是。と。袖。草。と。も。い。し

か。く。の。あ。ら。れ。の。事。頗。略。儀。あ。れ。も。久。く

沙。流。し。ま。わ。り。行。式。正。乃。草。下。襲。と。用。ひ

表裏要領抄上

四

縮線綾延喜織部式載熟線綾是也蓋後世以熟字易縮字云

赤大口

同く文有り 表白縮線綾窠霞壯年以後堅文者丸裏紅打

公卿殿上人を介地下と云々
夏冬乃つらもなく紅生平縮或ハ紅打なり
さぬと用ひらるる表裏ともにおり

石帯

石帶有金玉石角魚皮等然則以石帶為總名者非也令式載腰帶者是云用國史記革帶者是云體也○延喜彈正式凡白玉腰帶聽三位

有文玉無文玉馬腦犀角烏犀此おあれを
いつきもとて俗小石帯と云り本名
是と腰帯といひ或ハ革帯といひいふ處ハ

已上及四位參議著用玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

上手手字或清或濁而讀之ニ説夫木集雜歌おりのるの帯

け介文くの帯有りといとも今世乃所用
大撒かくのあ〜又右の帯に巡方丸鞆乃
二極あり但公事にゆりて用る者多し
それ巡方とい方なり紙つひ丸鞆とハ圓なるを
よ近比ハ方圓相交て用ひる是通用の
あろるを教帯乃中に丸六つあ方乃
〜に方二つは上字の帯なり
都合十一あり或又丸八つあ方乃
一つはも有り凡帯の所用依官位故實

白地平緒繡梅
花寫小忌平緒
是也。鈍色平
緒無文薄墨交
青氣之色也号
西服平緒是也

本邦以詔誨直
書笏例見承和
中國史

異邦以紙粘笏
上事文類聚
續集勅本今官
員執笏最無道
理笏者只在君
前詔事恐事多

笏

和名佐久

釋名文也一國作君致作教

異朝ハ臣有致命及所啓白則書其上備忽
忘云本朝の古例も亦の如く此の如く
又笏紙と押しあり任納言之時著笏紙
糸入若不具之人仰外記令書押の如く古記

須以紙粘笏上
記其頭緒或在
君前不可以手
指入物使用笏

檜扇 或秘記曰
以扇直背ト見
タリ又或記笏
代ニ用フ故ニ夏
冬通用シテ持
タニト云

檜扇

みみくさり但是ハ常の儀より云事ゆ
る時乃事あり又寸法形相ハ家々異く不同
本ハ或ハのらぬ又ハ少くならぬ類名少く
より近世或ハ様於人々の意巧定さる
礼服着用の介ハ牙ゲ笏なり一ノ畢と
之ハ皆本笏也又笏と志やくと讀み子細
の事なり

東帯の河ハ懐中のよりあり松扇の教也

襪和名鈔說文云襪和名之足衣也。餅鈔襪足下可有用意黑足見苦云

襪シヤク

枚或ハ廿八枚も白糸にてとらて糸は餘り
と板の花或は窓くの文と並物として行
あまねく糸とのりくかき糸ひくととら
あきけにそくから十六歳に及ぶより世帯とも
を用く又三十歳に及ぶよりとらに及て
唐草と月ひ給いさるも老年に及くれば
白平滑の袖りもくも也米草の介着用は
但老人ハ衣冠乃河を蒙テ勅免ツ着用なり也

履釋名履者禮也飾足為禮也
○靴本字作鞞
時珍云鞞皮履也所以華足故字從革華○淺履往古無此名也蓋和名鈔有木履乃此履乎

履シツ

靴シツ 淺履

凡公事公會之所悉著靴又雖非公會券とら
人ハ兩泥の日ハ靴と著るより延喜彈正式よ
凡くより尋常は淺履を用ひらる但履敷
履乃内を表袴の切して張之在よ公卿并
聽禁色之人ハ皆文のりさかハ紋あり

緒太ツブ

古記〔在袋〕小式井シツ蒲履或裏無といふ是也のりさ
晴乃物みあり糸とも今持之常の事あり

自四位殿上人
遣地下四位諸
大夫執達如件
恐々謹言無上
所名字。自地
下四位諸大夫
遣四位雲容謹
上執啓恐惶謹
言見弘安禮節
五位殿上人與
五位諸大夫之
禮亦同上

中務兵部刑部
彈正左右京侍
從內舍人隼人
官及太宰府官
雖非宿衛官皆
帶劍之官也

ルハ五位袍とモルナリ記録ニ當色タラシキの
袍と着しとモルハ五位にあり袍乃
事々々々ハ五位殿上人五位諸大夫五位殿上
人六位法衣各々礼節ハ各別とモルハ大
米弔の時袍以下皆具相違あるへうとモル
但衣冠符衣おとの時ハ指貫とモルハおねて
かゝり有る也

一文官武官のよりら覚悟い

文官モガクハ文道の事とモルハ

の職とほりさると文官とルハ大臣大中納言
參議左右辨少納言以下とモル短筆にの
り文武とルハへし少人友とルハと
も人官とルハもみありひとモル武友とハ
兵仗とモル禁裏内外乃守護にありハ
武道の事ハハり官とモル武官と
あり大將中將少將將監將曹とモルハ
左右衛門府左右兵衛府左右馬寮兵庫寮の
司乃類粗職原鈔ありとモル

新編 御書

一 垂綏ケシエといふ

冠の綏ケシエは密綏ケシエ卷綏ケシエ乃二様あり密綏ケシエは
武友乃人胸腋の袍と名ケシエ引糸と帯
す日老然ケシエとを綏ケシエとせりて用りあり
是とげん悉ケシエいケシエよケシエ引糸と帯と
さう時ハきりて此の袍故者老けと
けいケシエも垂綏ケシエとい況文官ハ皆垂綏
めくは密綏ケシエとい是ケシエいケシエてケシエ用ひ
引糸と帯とい

一 勅授帶劔チヨウジュといふ

武官ハ職ハはチヨウジュてチヨウジュ帯劔勿論なり文官ハ
帯劔チヨウジュさる職ありチヨウジュてチヨウジュ宣下と
引糸と帯と勅授帶劔チヨウジュなり

一 靴クツ乃禮赤色ハ左近衛大將中少將等青色は
右近衛大中少將等チヨウジュ者チヨウジュ之チヨウジュりチヨウジュけチヨウジュなりチヨウジュ
此通チヨウジュいチヨウジュ哉

古記チヨウジュハチヨウジュ引糸ハ青ハ老人チヨウジュ者チヨウジュハ左赤色
牡羊チヨウジュの人被用チヨウジュ引糸チヨウジュハ引糸チヨウジュ引糸チヨウジュ

西官記チヨウジュ 臨時男
女禁色上卿奉
敷給彈正檢非
違使勅授帶劔
牛車輦車宣旨
亦同被書下

装束要令

十三

禁色 清少納言
の多入を様
た多れい
公達か
ゆも
あやち
ま
ころ
いろ

禁色 延喜
式凡諸禁色者
物雖下衣不聽
服用今按禁色
凡支子深可盪
黃丹者及深紫
深紅深藕芳之

一禁色とゆるさうことい

禁色とゆるさうことい
禁色とゆるさうことい
聽之曰位又位ととも
著てまおの具ハ束帶乃時も衣冠れ時も
公卿のあゝ織物乃装束着用のゆ
さうと禁色とゆるさうことい
今世くおとくハ落著
装束抄ハ深紫深紅と禁色と
是奉儀よハ今表袴乃

類也

窠霞乃文あを禁色と

一節會ハ元日白馬踏歌にからりい哉
覚作

一節會ハ元日白馬踏歌にからりい哉
ひは元日白馬踏歌五月五日九月九日
豊明立后立坊任大臣等乃宴とあく
子細く古記小乃元日白馬踏歌
前會今に恒例と行ひ
絶倫と近比立后立坊豊明木の

以ひ多ひ〜あり

一院官他所の清出とて行幸とす

行幸ハ天子御幸ハ院行啓ハ中宮東宮

かくの〜つら有るは〜院文とは

以事とハ〜事よ

衣冠西官記号
宿衣是也宿衣
直衣共雜袍也
云

雲井春云後を
院世小す〜
蹴鞠の連者〜
兼元二年九月
上皇と長者と
有〜として連署
乃實表と〜
や〜大炊の門希
太政大臣頼実の
亭として竟宴乃

冠 垂綬

衣冠之具

常の袍より〜用
〜と衣冠といふ

く〜初巻に〜

懸緒 并組懸

かを緒ハ紙〜也。束帯。衣冠。直衣。袴衣以下

皆是と用ひ〜それ組然と〜兼元二年

正月也 後鳥羽院蹴鞠乃御時〜

〜先たま〜ひと〜志〜於人あや

花鳥井家乃執 奏〜 勅許あり

子つて上八中
 八下八人命ふ
 下者のつらく
 かねがつらき
 おしはらるり
 まは出にさう

装束要領
 十五

なり元來遊鞠乃し烏帽子のくもを
 おもせりし人ハ衣冠並衣の時冠小も月ひ
 なるふなりされとも束帯乃時ハひらき
 糸紙よをも月ひらき又地下ハ一向中階より
 けり武家小おわくも侍従祿任の故
 うけく月ひらきなり

袍縫腋

文官武官ともに衣冠乃時ハ皆縫腋の袍なり
 ころころ初巻おんころり

衣袍下衣也
 單帷凡如束帶

衣并單帷

衣の事或ハ袍とも稱と但三條轉法輪
 家ハ束帯の下にころりハ終着めころり
 袍ハ直衣衣冠持衣の下に用は莫太
 長一是とさぬと稱すころりハころり古來
 並衣衣冠乃時ハころり下にハ單又衣或
 是ころり也當時指貫小袍ころり是す
 と衣冠といひ袍の下に單又ハ衣と着る
 或ハ稱といひころりハころりハころり

装束要領
 十六

紫濃紫也薄色
薄紫也餘皆准
之

紫濃紫也薄色
薄紫也餘皆准
之

浮線綾文各名
目鈔載卧蝶是
也

單。衣等ハ以悉セヨハ頗暑儀也但晴カキ
之吋ハ單衣カカサヨル事也衣乃又ハ
大略紫。薄色。紅。藕芳。紅梅。萌黃。黃赤也
但夏ハ單乃トニシテ此衣カカサ
老人ハ生スシノ衣ト悉セヨル也
近代ハ去冬
衣單ヨリ小
用也夏ハ
白色乃衣ハ長年乃人用也云々并
聽禁色之人ハ文ワリワリ
小菱或浮線綾の丸又名
ワリ也若年ハ藝文老年の人ハ遠文但此ハ文と
尋常の用ワリ之晴の吋ハ浮織物唐織物等ナリ 裏ハ
いつモ平絹ナリ吋小キヨヒテワリ

奴袴和名鈔奴
袴乃波賀萬
夏指貫生文三
重祥云之太文
後世不用之
浮織物之特文
鳥袴固織物之
時文藤丸之由

衣出衣下端也と出衣カキテ用ヒカサト云々又單
いろハ青單。薄黄單。藕芳。黃單もワリ
花を比ハ紅單也去冬ハ少ク去夏ハ張單
として板引カキテ用ヒナリ老人ハ白單文ハ
單文乃後カキ帷ハ衣文エモシのためナリ
奴袴サシキ 或用指貫字
ハカハ夏ハ生冬ハ練ナリ公卿并聽禁色
之人ハ文ワリ
浮織物固織物
紫薄黄臨年齡 不聽禁色殿上人
堂文紫薄黄
たて紫の糸と織 或ハ紫薄色

平絹 深又は色と付色をいふ 裏はいつきも同く又は平絹
 かり及冬より小紋用之又地下は不論老若
 無文淺黄 して浅黄ぬら白の糸とりてと織 或は浅黄平絹 付
 多く着用と又於武家法衣は浅黄平絹
 侍従少將中將は玄文織衣の浅黄 にて浅黄ぬら白
 と着用せしむれは宗乃指費ハ輒りらひら
 たり一紙を以蕃客来聘の時より清沙汰
 けりて五位法衣ハ玄文淺黄指費四位法衣
 宗侍従中將ハ皆薄衣のさしぬら着用

のうかり織色深又は上小同

下袴 付腰次

下袴ハ儀法あり十五歳以上の濃色 濃紅
 あり今あり 濃紅 十六歳以上は紅老年乃は白
 文定より 暗儀近代平絹也 下結の時 ケケリ
 指費乃下に用之又腰次ハ布の袴なり
 上結の時用之是も単衣考をかきぬら
 乃事なり

野 野ハ文飾少キ
 之意也乎

野 ノダチ
 野 野ハ文飾少キ

野太刀差平緒
例見應安四年
北面始記但不
爲可之

持野太刀事薩
戒記鈎殿中將
入道口傳曰近
衛司細々出仕
ニモ皆雜色令
持蒔繪野太刀
候難色持右主
候ハ又時ハ童
中間十ニ持
セ候

繪扇式正也但
曠暑之比用編
蝠之事可安乎
雖然直衣之時
夏持繪扇定例
也見吉部祕訓

裝束要領
上

十八

毛拔形釵柄間有毛拔形金も号以或ハ革緒釵或ハ平靴
釵或ハ侍府釵も号と一物よりて多ク
名とゆより侍府公卿雲客とハ束帶
直衣衣冠めもハ革緒今世或は組緒紋用之也中
大將ハ蒔繪野太刀公卿の將ハ蒔繪螺鈿
野太刀次將并ハ府佐ハ本地螺鈿野太刀也
を代次將の人蒔繪螺鈿野釵ともしり
ひ者お辛介随侯ハ時多ク此釵と帯
きりし云但武官にあつる人ハ一

さうハ古記より然も今文官の人も
或ハ是と持ちめ多クなり但ハ依時置り
死又常此刀と令持給ふも頗暑候ハ事之ハ
一向少ハの限にあつた於武家ハ衣冠の時ハ野釵
是と侍府の或靴卷釵とも帯びしる陰然若泰
釵もよし
丹上殿の是ハ殿上の口にかゝり解釵なり也
繪扇 付蝙蝠
冬ハ松扇夏ハ蝙蝠と持ち也但束帯の時ハ
夏も松扇あり衣冠直衣がくの付極熱ハは

装束要領鈔上

十

蝙蝠夫木集
日くふれかおみ
ふみふかひめ
あふきの風も
すくくく

蝙蝠と子細か。老者は行冬の扇と持へ
近比は夏冬といふは蝙蝠とり人あり例
くくくくくくくくくくくくくくくくく
蝙蝠とは今の末廣也。衣議の上を妻紅なり
絵は定る事か。蝙蝠をかきほりて讀也

襪

衣冠乃何襪と著るは依久可有覚悟也
くくくく初冬に足くく

浅履 付緒太

出履緒太は主雨に降て着用の事也

一直衣といふるは物として、この人の著るは武

直衣亦雜袍也
也故蒙敕免被
著之詳見禁秘
御鈔

自冬至春表白浮線綾 白粉張 裏平絹 紫成衣

秋生文三重禪 若年ハ二藍次に花田次才に 裁縫の

折制專如位袍いめハハ花族 清花のこころ

以ても輒不聽之 御簾中入立れを著徳之

華族文選王、文
意集序公、生、自
華宗李善注、華
宗貴族必應斯
舉

装束要領鈔上

二十

まかハ御侍讀或御乳父聽之已上古記

及より但内々めてハ着用のり桃花葉及禁御鈔

いよハハ殿上人の垂衣をさし也今世

直衣をゆり拵家清花ハ勿論近習の

人よ何ととつとと其人乃任先例

勅許あり或種姓ハ詔ハ記家ハ春議

乃時聽之まか或納言の時聽之或ハ

ゆりさるゑく難勝計又禁色と雜袍

との制ハ各別なり委別ハ記之

禁色與雜袍宣
下各別事公卿
補任日藤原兼
頼萬壽三年二
月九日聽禁色
十日聽雜袍宣
青正時五位上將

垂衣かかつひよハ細ハまれともか
ことし事おろひ也

一公卿并禁色の人致者ハ指費い

拵家童躰乃時時紫二重織物指費上文白

地文龜甲元服ハはは龜甲指貫其後薄色鳥袴

文已上次薄ハ藤丸次淺黄已上隨年

齡法者用のり清花ハ二重織物とのを死

は龜甲指貫より番ハ終りハ不諸家

ハ卿并禁色ゆりハ多祥ハ乃文らハ

鳥袴此鳥用何
鳥乎不見裝束
諸抄也挑文師
有故實乎可尋

製東野金上

一ツ子按家清花乃介之云々以宰相の中
を羽林家の中能家一ハ大形くれ
又次將とハ中少將乃事とハ大將
次ハ中少將又曰府の佐とハ左右
兵備佐とハ此府乃中督ハ或ハ中納
是と兼任也或ハ参議及散三位乃人
任とれハ佐ハ多ハ名家の殿上人
也或曰府の佐とハ事作

